介護保険法による介護予防サービス事業者の指定...... 介護保険法による居宅介護支援事業者の指定..... 介護保険法による居宅サービス事業者の指定......

公

告

土地改良区の役員の退任

県上

民地

껃

出

先機

関

右

同

建設業者の許可の取消し......

県西

 \equiv

同

_ ::

껃띡

同 同

 \equiv

: :

右

同法第十条第二項の規定による公告.....

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する 特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告.....

文県

化民化生

=

第三千四百十号

平成二十三年七月八日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

青森県民有林野造林補助規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年 七月八日

青森県規則第二十七号

ように改正する。

青森県民有林野造林補助規則 (平成十年三月青森県規則第四十三号) の一部を次の

青森県民有林野造林補助規則の一部を改正する規則

第二条第一項第一号を次のように改める。

森林環境保全直接支援事業

青森県民有林野造林補助規則の一部を改正する規則.......

林

政

規

則

目

次

告

示

第一号の次に次の一号を加える。

第二条第一項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、

二 環境林整備事業

保高

同同険輸福

則

この規則は、公布の日から施行する。

2 適用し、平成二十二年度分までの補助金については、なお従前の例による。 改正後の青森県民有林野造林補助規則の規定は、平成二十三年度分の補助金から

示

青森県告示第五百九十五号

より公示する。 のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定に 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第四十一条第一項本文の規定により、次

平成二十三年七月八日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

規

則

大学・レス事業者 居宅サー 事 ・		人 栄福 独	里株式会社	氏名 称 又	指定居
四七五の二 計問人浴 宇平岡七五の二 が問人浴 デーション 字平岡七五の二 が問人浴 デーション 字平岡七五の二 が問人浴 デーション 字平岡七五の二 で大字新城 が問介護 デーション 字平岡七五の二 で大字新城 が問介護 デーション 字平岡七五の二 で大字新城 アハウス アルウス アルウ	会福祉法 青森	法 九字青 二平森	— 祐 二字上 三大北	所主 在た	サー
↑ 注	岡市 七五字 の新 二城	七大 五字 の新	平野 三辺 四地	又事 は務 住所	ス事業者
ぎどれ、	个訪 隻問 入 浴	介	介	7	ス宅 Dサ
大字青	ァス入 アや浴	ハす 問 ウらシ介 スぎ ³ 護	里問 介 護		事居宅サー
立字	字青 平森 岡市	岡市	大北月郡	所	ビ 業ス 事 業
,,	五字 の新	五字 の新	三辺三地		を 行 所う
**	"	"	三平成・一	年指 月 日定	

青森県告示第五百九十六号

公示する。 おり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第四十六条第一項の規定により、次のと

平成二十三年七月八日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

· 栄惣会 祉法人 名 指 定 居 宅 称 介 護 所 在 地 支援 事 業者 ター なごみケアプランセン 居宅介護支援事業を行う事業所 名 称 所 在 地 壹平 ・成 ・ 年指 月 日定

青森県告示第五百九十七号

のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第五十三条第一項本文の規定により、 次

の規定により公示する。

平成二十三年七月八日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

人栄物会 物会 社法	人栄惣会 社会福祉法	里株 式 会 社 祐	氏名 称 又 名は	事指定介護	
九二字平岡七五の二青森市大字新城	九二字平岡七五の二青森市大字新城	二三 字大月平三四の の の の	所在地又は住所主たる事務所の	業 ・	
介訪介 護問護 入 浴防	訪問 問 介護	訪介 問護 介予 護防	の [†] 種類 類	け介護 ご予 で防	
ウらぎこう ト ぎごれ かさ アンマン アンマン	アやすう サー ション ウンぎ ケン ケン	る訪 里 介護 ふ	名称	行護予防サ	
九二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	九二字平岡七五の二字平岡七五の二	四 字大月平三三の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	所在地	事業所の一世ス事業を	
		三平 ・成 ・ ・	年		

公

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定による設立認証

平成二十三年七月八日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

申請のあった年月日

平成二十三年六月二十三日

申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人河川環境会議 北東北発・たましいのふるさと

Ξ 鷹山 代表者の氏名 彰善

兀 主たる事務所の所在地

五 通じて、 青森県は観光立県宣言をしており、その観光事業を成功させるためにも、当法人は 定款に記載された目的 青森市千刈一丁目ニーの一 この法人は、青森県内の山々、 青森県民のみならず日本国民の健康維持を図ることを目的とする。 — 五 河川、 海の環境再生・環境保全のための諸活動を

規定による公告 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の 観光立県宣言の精神の一翼を担うものとする。

により次のとおり公告する。 変更認証の申請があったので、 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項の規定による定款 同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定

平成二十三年七月八日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

申請のあった年月日

平成二十三年六月二十二日

申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人おいらせサポートハウスKの家

代表者の氏名

知子

主たる事務所の所在地

兀

-和田市大字法量字焼山六四の二二七

五 定款に記載された目的

構築を目指すとともに、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。 る人に対し、必要な福祉サービスなどの事業を行い、自分らしく生活できる社会の この法人は、三八上北周辺住民及び、高齢者・障害者・児童・その家族や支援す

> 規定による公告 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の

により次のとおり公告する。 変更認証の申請があったので、 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項の規定による定款 同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定

平成二十三年七月八日

また、

青森県知事

Ξ

村

申

吾

申請のあった年月日

平成二十三年五月三十一日

申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ねこやなぎ

代表者の氏名

Ξ

湖東 正美

主たる事務所の所在地

兀

三戸郡南部町大字下名久井字剣吉前川原一の一

五 定款に記載された目的

指し、 支援に関する事業を行い、 この法人は、南部町及び地域に在住する心身に障害のある人たちとその家族に対 地域生活を営む上で必要な支援、 社会福祉の増進に寄与することを目的とする。 全ての人が豊かに健やかに暮らせる地域社会の実現を目 療育相談、 地域社会参加を促進するための

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成二十三年七月八日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

商号又は名称 有限会社竹内興業

代表者の氏名 竹内 秀子 IJ

Ξ 主たる営業所の所在地 青森県知事許可 (般 二一) 第〇一六九四二号 五所川原市金木町芦野三六五の六六〇

許可番号

兀

取消年月日 平成二十三年六月三日

取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、ほ装、しゆんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

取消しの原因となった事実

七

平成二十三年五月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、

届出

区役 員 別の

氏

名

住

所

退任の年月日

上北地域県民局長

五 + 嵐

昭

彦

理

事

田中

清作

十和田市大字米田字一本松二三

平成三・

奈

項の規定により公告する。 人瀬川南岸土地改良区から、

平成二十三年七月八日

土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第十八条第十六項の規定により、奥

次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十七

土地改良区の役員の退任

により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当す

る

建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり 建設業者の許可の取消し

平成二十三年七月八日

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

商号又は名称 株式会社高杉建設

代表者の氏名 高杉 桂吉

青

森

主たる営業所の所在地 五所川原市大字太刀打字馬繋一〇の八

取消年月日 平成二十三年六月十日

取消しに係る建設業の許可

造園工事業に係る一般建設業の許可

取消しの原因となった事実

出

Ξ 村 申 吾

青森県知事

県

許可番号 青森県知事許可 (般 一八) 第〇〇三六五二号

兀 Ξ

六 五

七

確認された。このことが、 平成二十三年六月七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出によ 建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

先 機 闃

青森市長島一丁目一番一 (発行所・発行人) 県号

東 奥 印 刷 株 式 会 社(印刷所·販売人) 毎週月・水・金曜日発行

定価小口一枚二付十五円一銭